

網走市障がい者資格取得支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、障がい者の就労機会の拡大を図るため、就労に有用な資格の取得に必要な費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同法同条第2項に規定する障害児をいう。

(2) 資格

就労に有用な資格又は免許で、市長が適当であると認めるものをいう。

(3) 研修

資格又は免許を取得するために必須となる研修又は講習をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において網走市内に住所を有し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する障がい者とする。

- (1) 就労のために資格を取得した者。
- (2) 資格の取得後も引き続き市内に居住する意思がある者。
- (3) 資格の取得に要した経費を自らの負担で支払いした者。
- (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない者。
- (5) 市税の滞納がないこと。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、年度中1回を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認められる経費（以下「対象経費」という。）とする。

- (1) 研修の受講料（受講に必要とされる教材費を含む。）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料

2 前項に掲げる対象経費は、資格取得の日から遡って6月以内に支払ったものに限る。

3 資格の取得について、他の補助金、助成金等の交付を受ける場合は、前2項により算出した対象経費から当該補助金、助成金等の交付額を控除した額を対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、1万円を限度とする。

- 2 前項において、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、網走市障がい者資格取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請及び請求しなければならない。

- (1) 障がい者手帳の写し又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病に罹患していることの証明書類の写し等、自らが補助対象者であることを示す書類
- (2) 資格の種類及び研修の概要を記した書類の写し
- (3) 受講料の領収書等、対象経費を明らかにする書類の写し
- (4) 資格を取得したことを証明する書類等の写し
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する交付申請書の提出期限は、資格を取得した日から3月以内とする。
- 3 過去に本事業により補助金の交付を受けた場合は、同一の資格について補助金の交付申請をすることができない。
- 4 補助対象者が未成年の場合は、その保護者を申請者とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、網走市障がい者資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽り或其他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により既に交付された補助金の返還を行った場合は、補助金の交付を受けていないものとして取り扱う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。